

学校法人青森山田学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人青森山田学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市幸畑二丁目3番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、地域社会の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校及び専修学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校、専修学校及び各種学校を設置する。

- (1) 青森大学 総合経営学部 経営学科
社会学部 社会学科
ソフトウェア情報学部 ソフトウェア情報学科
薬学部 薬学科
- (2) 青森山田高等学校 全日制課程 普通科、情報処理科、調理科、自動車科、自動車専攻科
通信制課程 普通科
- (3) 青森山田中学校
- (4) 吳竹幼稚園
- (5) 北園幼稚園
- (6) 螢ヶ丘幼稚園
- (7) 青森県ヘアアーチスト専門学校 衛生専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上17人以内
- (2) 監事 2人

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 4 理事長は、理事の3分の2以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 第13条4項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事長の職務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第8条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行う業務について、この法人を代表しない。

(副理事長)

第9条 この法人に副理事長を置くことができる。

- 2 副理事長は、理事長が理事会に諮り理事の内から選任する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の日常業務を処理する。

(常務理事)

第10条 この法人に常務理事を置くことができる。

- 2 常務理事は、理事長が理事会に諮り理事の内から選任する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常業務を処理する。

(理事長の職務の代理又は代行)

第11条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第12条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校の校長（学長及び園長を含む。）のうちから1人以上3人以内
 - (2) 評議員のうちからその互選によって定められた者2人
 - (3) 学識経験者又は功労者の中から前2号に規定する理事の過半数により選任された者7人以上12人以内
- 2 理事のうち1人は、互選により理事長となる。
 - 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、それぞれ学長、校長、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第13条 監事は、この法人の理事及び職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（1）この法人の業務を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

（4）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（5）第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

（6）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

（7）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第14条 役員（第12条第1項第1号に規定する理事を除く。この条中以下同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の解任及び退任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の施行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了。

- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議事事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 評議員会は、23人以上35人以内の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会に議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を聞き議決することができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を示した者は、出席とみなす。第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、その限りではない。
- 6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。
- 7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第18条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内に収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定

- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項において必要と認めた事項

(評議員の選任)

第19条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校の校長（学長及び園長を含む。）のうちから1人以上3人以内
- (2) この法人の職員のうちから理事会において選任された者7人以上10人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者4人以上6人以内
- (4) 評議員から選任された理事以外の理事3人
- (5) この法人に關係ある学識経験者及び功労者で前4号に規定する評議員の過半数により選任された者8人以上13人以内

2 前項第1号、第2号及び第4号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学長、校長、職員及び理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第20条 評議員（前条第1項第1号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることがある。
3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第21条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の施行に堪えないとき。
(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2 評議員は次の事由によって退任する。
(1) 任期の満了。
(2) 辞任。
(3) 死亡。

(議事録)

第22条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議事事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した出席評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名、押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産

- (2) 授業料、入学金、試験料、保育料及び入園料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第25条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事の3分の2以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第26条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは定期預金をして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の設置する学校及び専修学校の経費に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、保育料、入園料、その他運用財産をもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計で学校会計という。

- 2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第29条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、評議員会の意見を聞いて理事会において決定する。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第30条 決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告しその意見を求めなければならない。

3 本校会計に決算上剩余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利を放棄しようとするときは、理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第33条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等に支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第34条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事由に因るほか、理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。

2 前項の事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じない。

3 目的たる事業の成功的不能による解散は、理事の3分の2以上の議決がなければならない。

4 前項の事由による解散は、所轄庁の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事の3分の2以上の議決によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、理事会において理事の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、学校法人青森山田学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第42条 この寄附行為その他の施行についての細則は、理事会において定める。

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限

る。) 又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附則

- 1 この寄附行為は、認可の日(昭和26年3月12日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事	山田 きみ
	木村 正枝
	田中 敬造
	山田 繁弥
	楠美 知行
監事	久慈 玉三郎
	長谷川 たか

- 3 組織変更後最初に選任される役員(学園長たる理事を除く。)のうち半数のものの任期は第11条の規定に関わらず2年とし、理事長が之を決定する。
- 4 組織変更後最初に選任される評議員(理事長及び学園長たる評議員を除く。)のうちその半数の任期は第16条の規定に関わらず2年とし、理事長が之を決定する。

変更認可 平成2年5月15日

(青森大学工学部設置のための寄付金募集)

変更認可 平成3年2月6日

(青森山田高等学校商業科を情報処理科に、土木建築科を土木建築デザイン改める)

変更認可 平成3年12月20日

(青森大学工学部 電子情報工学科・情報システム工学科・生物工学科設置)

変更認可 平成4年11月25日

(理事・評議員の定数選任変更

議事録作成署名・財産目録等の備付・資産総額の変更登記・会計年度の条文を加える
青森大学工学部のための寄付金募集廃止)

変更認可 平成7年4月17日

(理事の選任方法変更)

附則

この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 12 月 19 日）から施行する。

附則

この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 3 月 31 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、認可の日（平成 10 年 12 月 22 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、認可の日（平成 12 年 3 月 31 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 10 月 6 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、認可の日（平成 13 年 3 月 30 日）から施行する。

附則

(施行期日)

平成 14 年 3 月 27 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（青森大学経営学部産業学科および工学部電子情報工学科の存続に関する経過措置）

青森大学の経営学部産業学科および工学部電子情報工学科は改正後の寄附行為第 4 条 1 号の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、認可の日（平成 14 年 5 月 21 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 11 月 27 日）から施行する。

附則

平成 15 年 10 月 27 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（青森大学経営学部産業デザイン学科及び青森短期大学商経科第一部・第二部の存続に関する経過措置）

2 青森大学経営学部産業デザイン学科の名称は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に存在する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

3 青森短期大学商経科第一部及び第二部の名称は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に商経科に在学する学生に関しては、当該学科に在学しなくなるまでの間は、なお存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(青森大学経営学部ビジネス情報学科及び工学部電子システム工学科、情報システム工学科、生物工学科存続に関する経過措置)

- 2 第 4 条の工学部電子システム工学科、情報システム工学科及び生物工学科を廃止する規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用し、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。
- 3 経営学部ビジネス情報学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附則

この寄附行為は平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

附則

- 1 この寄附行為は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 青森大学薬学部医療薬学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 青森短期大学ビジネス創造学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 青森山田高等学校土木建築デザイン科の名称は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 19 年 3 月 30 日）から施行する。

附則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 6 月 11 日）から施行する。

附則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 7 月 4 日）から施行する。

附則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 1 月 6 日）から施行する。

附則

この寄附行為は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 10 月 25 日）から施行する。

附則

令和 2 年 3 月 18 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。